

# バリュエンスグループ人権方針

バリュエンスグループは、地球環境も含めた持続可能性を高め中長期的な競争優位性を確立することが必要不可欠であるという認識のもと、「Circular Design for the Earth and Us」をパーパスに設定しています。この実現に向けた一環として、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及びバリュエンスグループの持続的な成長と企業価値の最大化を目指しています。

人権の尊重は事業活動における最も重要で基本的な要件であり、私たちはその実践に向けて「バリュエンスグループ人権方針」を制定します。本方針及び人権尊重の取り組みの推進は、取締役会の監督のもと、ESG 推進委員会が計画・施策の策定や進捗の管理を行います。また本方針は定期的に見直し、ステークホルダーの要請をふまえ、また事業活動の進展や外部ビジネス環境の変化に応じて、改定を行うことがあります。

## 1. 方針の適用範囲

本方針はバリュエンスグループのすべての役員・従業員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員、派遣社員を含みます）をその保護の対象・実践の主体としています。本方針を事業運営プロセスや関連する規程等に反映し、バリュエンスグループの全ての事業活動における人権尊重を推進します。

バリュエンスグループはビジネスパートナーやその他関係者に対しても、本方針に賛同し、人権尊重に取り組むことを期待します。人権侵害が疑われる事象を特定した場合は、バリュエンスグループとして、ビジネスパートナーに対しても人権侵害の是正を働きかけます。

## 2. 参照した国際規範

バリュエンスグループは、以下を含む人権に関する国際規範を支持し、尊重します。

- 国際人権章典（世界人権宣言、自由権規約、社会権規約）
- 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言
- 国連ビジネスと人権に関する指導原則
- OECD 多国籍企業行動指針

## 3. コミットメント

バリュエンスグループは、以下の人権課題に取り組みます。

- 人種、肌の色、性別、宗教、政治的信条、民族的出自、社会的身分、年齢、国籍、障がい、性的指向、性自認、その他のあらゆる事由による差別の排除
- 身体的・精神的な虐待、体罰、いじめ、ハラスメント等の排除
- 強制労働及び児童労働の禁止
- 結社の自由及び団体交渉権の尊重
- 雇用における平等
- 安心・安全で健康的な職場環境の整備
- 最低賃金の確保及び生活賃金への配慮
- 適正な労働時間の管理及び長時間労働の削減

#### 4. 人権デューディリジェンス

バリュエンスグループは、国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施することで、人権に対する負の影響とリスクを把握しその予防・軽減に努めます。

#### 5. 是正・救済

バリュエンスグループは、通報者が特定されないよう配慮された「内部通報窓口」を通じて、当社が定めた社外弁護士を含む通報受領者に直接通報することができる体制を整え、人権に対する負の影響の救済と是正に適切に取り組みます。また、関連するステークホルダーが人権等に関する懸念を通報できる仕組みの構築を検討していきます。

#### 6. ステークホルダーとの対話・協議

バリュエンスグループは、本方針及び人権尊重の一連の取り組みについて、事業活動において、直接または間接的に人権に負の影響を及ぼす可能性のあるステークホルダーと真摯に対話・協議を行います。また、人権問題を専門とする弁護士等の有識者との対話を通じてステークホルダーの意見を反映します。

#### 7. 教育・啓発

バリュエンスグループは、本方針がすべての事業活動に浸透・定着するよう、全従業員を対象とした研修を定期的実施する等、適切な教育を行います。

#### 8. 情報開示

バリュエンスグループは、人権尊重への取り組みの進捗状況について、適時適切な情報開示を行います。

#### 9. 本方針の制定と改定

本方針は、当社の取締役会が制定及び改定を行います。

2021年8月26日 制定

2023年12月26日 改定

バリュエンスホールディングス株式会社  
代表取締役  
寄本 晋輔